

役場1階 町民生活課のご案内

町民生活課には、5つの係があります

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

(時間内にお越しくださいますよう、お願い申し上げます)

下川町役場 代表電話 4-2511



①総合窓口係

- ・マイナンバーカード
- ・証明書の交付
(戸籍、住民票、印鑑証明など)
- ・引越しの届出(転入、転出、転居)
- ・戸籍の届出
(出生、死亡、婚姻、離婚など)
- ・国民年金
- ・消費者行政、消費者協会

※国民健康保険・入湯助成券

②生活環境係

- ・ごみ、害虫防除
- ・浄化槽、くみ取り
- ・犬の登録、狂犬病予防
- ・飼い主のいない猫に関すること
- ・墓地、火葬場
- ・交通安全、防犯、公共交通
- ・公区、行政相談
- ・防災

③上下水道係

- ・上下水道に関すること
(使用開始・中止など)
- ・水道料金について

④維持管理係

- ・住宅に関すること
(公営・町営住宅、快適住まいづくり、空き家対策など)
- ・道路、河川、公園に関すること
- ・土木、建築及び都市計画に関すること

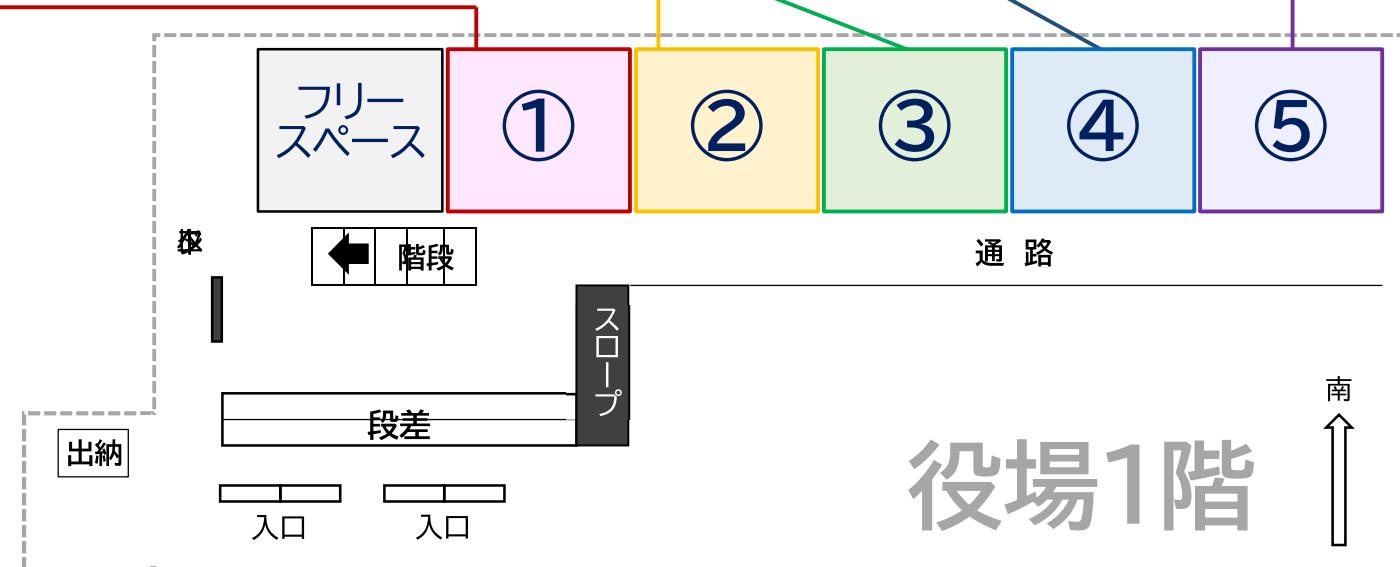
⑤税務係

- ・税に関すること
- ・国民健康保険税
介護保険料、後期高齢者医療保険料
- ・原動機付自転車、小型特殊自動車の標識交付など
- ・地籍に関すること

保健福祉に関する手続きは
ハピネスで行っています

国民健康保険・後期高齢者医療保険・医療給付、介護保険、子育て支援、障害者福祉、入湯助成券など、これまで保健福祉課が対応してきた手続きは、ハピネスで行っています。

①総合窓口係では、保健福祉に関する手続きのうち、転入・転出・転居、出生・死亡などの届に伴う手続きのほか、国民健康保険の加入・離脱、入湯助成券交付の手続きを行うことができます。



裏面もお知らせがあります